

広島市長 秋 葉 忠 利 殿

2011年度広島市予算編成にあたっての要望書

2010年10月22日

日本共産党広島市議会議員団

団長 中森辰一
幹事長 中原洋美
村上厚子
皆川恵史
藤井敏子

目 次

はじめに	1
総務関係	2
消防上下水道関係	3
文教関係	4
経済環境関係	7
厚生関係	8
建設関係	15

はじめに

政権交代から一年が経過しましたが、菅政権は米国と財界に忠誠を誓い、古い自民党の新しい執行者となり、自民党政権と何らかわらない状況です。

「三位一体の改革」のもとで強行された、地方交付税の一方的削減は、今でも自治体財政に大きな困難をもたらしており、「構造改革」の名による新自由主義の経済政策は、住民の福祉と暮らしを破壊し、地域経済の担い手である中小企業、地場産業、農業に深刻な打撃を与え、地域間格差を拡大し、地域経済の衰退を加速させています。

そうしたもと、広島市でも住民の暮らしと地域経済をどうやって立て直し、守っていくのか自治体の果たすべき役割は大きくなっています。

市長は、「財政がどんなに苦しくても、たとえ国の施策が不十分であっても、子どもの貧困を解消するために全力をつくす」と答弁するなど、住民の福祉を守る自治体の責任を強調されました。この間、小学校２年生までの発達障害児に乳幼児医療費補助制度を拡充、小・中学校の普通教室へのクーラー整備に踏み切られるなどは、そうした姿勢の表れだと評価するものです。

しかし一方、最小の経費で最大の効果を上げるとの「行財政改革」のもと実施された指定管理者制度は、大幅なコスト削減を実現したものの、公共サービス分野の人件費を圧迫し、人間らしく生き働くことを困難にし、地域経済の低迷に拍車をかけ、市民サービスにも影響を与えざるを得ない状況です。また、財政効率化を目的として進められようとしている保育園の民営化や学校統廃合は問題です。

今後とも、広島市には「市民の福祉の機関」としての自治体の役割を大いに果たしていただきたく次の通り要望します。

いずれの要望についても前向きな回答がいただけるようお願いいたします。

《総務関係》

1. 財政難のなか、新たな税収を確保するために、資本金10億円以上の大企業に対し、法律で認められている超過課税を実施して税収を確保すること。
2. 所得税・住民税の「障害者控除」制度の周知徹底に前向きに取り組んでおられるが、要介護認定者数から見ると利用者はまだ少ない。制度の利用実績を明らかにすると共に、制度の趣旨が生かせるよう更に周知に努めること。
3. 家族従業員の給与を必要経費と認めない所得税法第56条によって、事業者の家族は、大きな不利益をこうむっている。同法の見直しを国に強く求めること。
4. 公務労働や公共事業にかかわる労働者の正当な賃金が保障され、権利が守られるよう「公契約条例」を作ること。
5. 指定管理者制度に基づく、募集に当たっては、管理経費の上限額の縮減を絶対条件としないこと。（応募者に管理費縮減を強いることは、果てしない人件費抑制とサービス後退を招くことになる。）
6. 「同一労働・同一賃金」の原則にのっとり、ワーキングプア化している非正規雇用の待遇改善に努めること。
7. 小規模修繕契約希望者登録制度は、各区、各局で適用実績に大きな差がある。改めて指導強化されること。（特に教育委員会）

《消防上下水道関係》

1. 温暖化による異常気象によって予想を超える集中豪雨が増加している。長東の新安川と矢口地区の矢口川の現在の排水ポンプ能力では対応できないことが明らかになった。県と国に対して排水ポンプ能力の大幅な増強をもとめること。
2. 大雨による土石流被害や浸水被害から生命と財産を守るために、避難勧告などの適切な情報を伝達するための防災無線や放送設備を増設すること。
3. 現行法でスプリンクラー設置義務の対象外となっている延べ面積275㎡未満の小規模福祉施設について、政府で設置促進に向けた制度の検討がなされている。施設規模の大小に命の重みは左右されてはならず、275㎡以上の施設の設置期限と時期を遅らせることなく設置が進むよう、早急に国が補助指定をするよう要請すること。また、小規模施設の経営上、補助があっても設置が困難であることを勘案して市の独自措置を検討すること。
4. 市立小学校以外の避難場所にも備蓄物資を計画的に配備することになったが、できるだけ早く計画を作成し、公表するとともに、着実に設置を推進すること。

《文教関係》

1. ひろしまの子どもたちが「核兵器廃絶・恒久平和」のヒロシマの理念をしっかりと学ぶためにも平和記念資料館の見学は大切です。小学校、中学校在学中に最低1回は全校・全児童生徒の平和記念資料館の見学を実現すること。
2. 中学2・3年生でおこなっている習熟度別授業をやめ、少人数学級とすること。
3. 就学援助制度の援助費にPTA会費を対象に入れ、制服代は生活保護と同じにすること。
4. 定時制高校授業料以外の諸費—給食費等、所得状況により完全無償化すること。
5. 現行の奨学金制度は貸付制度であり、大学を卒業したと同時に多額の借金を抱えるという現状がある。経済的負担を理由に学業をあきらめることがないように、市独自に高校・大学進学者のための給付型奨学金制度をつくること。
6. 小学校に「学校選択制」を導入しないこと。
7. 学校給食は教育の一環として取り組むべきであり、したがって中学校給食も原則全員給食とすべきである。そのため、デリバリー給食をセンター給食並みの栄養バランスの整った、温かいものを提供できるようにすること。
8. 2009年4月から始まった学校栄養職員等担当制の実施状況をふまえ、学校栄養士の負担軽減と食教育の拡充をはかるため、学校栄養職員未配置校を減らしていくこと。

9. 学校事務職員の体制を強化し、児童・生徒個人の所有物として購入している補助教材を学校の備品として活用できる工夫を図ること。
10. スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置についてはこれまでも拡大・改善されてきているが、さらに拡充されるよう国の補助の復活を求めるとともに、市独自でも努力すること。
11. 計画が進められている特別支援学校の移転先において、新たに浮上した出島処分場建設計画の変更状況を特別支援学校および保護者に周知すること。
12. 通級指導教室は、一人ひとりの障害の種類や程度に応じたきめ細かい指導内容が設定されており、集団生活に必要な力をつけ子どもの成長発達に重要な役割を担っている。教室に通う児童・生徒、教員の負担を軽減する上からも、通級教室の増設を計画をつくって取り組むこと。とりわけ、「情緒」の教室の増設は急務です。
13. 現行の学校耐震化工事の計画を早めると同時に、2～3年のうちにすべての小・中学校の教室にクーラーの設置が完了する計画に切りかえること。
14. 遅れている児童館の整備については、せめて10年間で完了できる計画をつくって進めること。
15. 学校統廃合について計画を白紙撤回すること。
16. 教員不足のため市内の小・中学校で「教育に穴があく」異常な事態がおこっている。必要な教員をきちんと配置する体制を整えること。

17. 各学校に小規模修繕契約者登録制度の周知を徹底し、市教委の対象事業は100%発注を目指すこと。

《経済環境委員会》

1. ごみ減量プログラムに基づき、ごみの焼却量や埋め立て量の更なる減量に努め、家庭ごみの有料化はしないこと。
2. 企業立地促進補助制度において、過疎化対策として中山間地への企業誘致を積極的に位置づけ、中山間地での雇用の創出にとりくむこと。
3. 森林の保全と林業振興のために、間伐材の利用促進など地元産木材の活用促進で中山間地の活性化と過疎化対策に力をいれること。
4. 市内で農業が続けられるよう農業者支援に取り組むこと。イノシシなどの鳥獣被害対策や里山整備支援、空き家と耕作放棄地を利用した新規就農者育成事業を進めるなど農地や里山の役割を取り入れた地域政策を確立すること。
5. 都市農業を守るために、農地の税制を抜本的に転換し宅地並み課税を農地並み課税にすることと、農地の相続税を抜本的に引き下げることがを国に求めること。
6. 中小企業振興条例を制定すること。
7. 小規模修繕契約者登録制度の周知を徹底し、対象事業は100%発注を目指すこと。
8. 中小建設業者の仕事おこしで地域経済の活性化をはかるために、経済波及効果が明らかな、住宅リフォーム助成制度をつくること。
9. 大規模小売店舗と地域商店街との共存共栄は実際には図られていない。郊外団地では小さなスーパーがなくなり、高齢者など新たな「買い物難民」が生まれている。「買い物難民」対策と大規模小売店のいっそうの出店規模等の規制強化をすること。

《厚生関係》

保育園

1. 公立保育園の民間移管は中止すること。
原保育園の移管手続きを進めようとしておられるが、法人選定委員会には必ず保護者会代表を加えること。
2. 公立保育園と私立保育園とで、職員の給与などに今なお大きな格差がある。
ここに平均勤続年数の大きな格差の原因があることは明らかであり、その解消に向け、給与補助の思い切った増額など抜本的な対策を行うこと。
3. 政府は、新たな保育システムへの転換に向け、来年にも法案を出そうとしている。それが成立すれば、「保育の必要度」に沿ってしか公的保育を保障しないなど、子どもたちの成長・発達の権利が保障できなくなってしまう。子どもの権利条例制定をめざしている広島市として、このような動きを容認してはならないはずで、市として国に反対の意思表示をすること。
4. 公立・私立を問わず、保育園舎の耐震化に早急に取り組むこと。
5. 失業した人が再就職するのが困難になっている状況に鑑み、失業した場合の入所期間を6カ月間に戻すこと。同時に、急速な入所希望者の増大に対応できる規模で、待機児解消に取り組むこと。
6. 待機児解消がなかなか進まない中で、やむなく認可外保育施設に入所させ、高額な保育料を負担している実態をよくつかむこと。その上で、待機のために認可外施設に入所している場合には、認可園なみの保育料負担となるよう軽減措置を講じること。
そうした条件の子どもは、認可保育園への入所を申請して待機になっているところから把握できるはずで、市としてはまず、要望した軽減措置を行おうという立場に立つことが必要である。

小児医療

1. 小児科医不足の中で、やむを得ず内科でスタートした安佐地区の夜間診療所については、市として引き続き小児科併設に取り組むこと。
2. 小児科医不足解消を目的とした奨学金制度は広島県が実施しているが、広島市内でも小児科医不足が深刻であり、市としても独自の奨学金制度をつくること。
3. 子どもの医療費補助制度は、全国の自治体で拡充が進み、小学校就学前までを原則としている広島市の制度は立ち遅れている。中学生までを対象とする自治体も増えている。広島市としても、当面、小学卒業までに拡大するとともに、いまでも残る一部負担を解消すること。

子どもの貧困・虐待対策

1. 広島市では自立援助ホームの早期設置に向け取り組んでいるところだが、男女別に最低2か所の設置が必要である。それぞれが、年間を通じて健全に運営できるよう、十分な財政保障を行うこと。
2. 児童相談所を含む児童総合相談センターが老朽化、狭隘化し、一時保護所の問題など今日必要とされる機能を十分発揮できない状況がある。耐震対応も困難であり、早急な建て替えが必要となっている。現在の機能を維持したままで建て替えるためには別に用地が必要であるが、西区の地域福祉センターが立地している空地など活用可能な市有地はあり、ただちに移転建て替えの検討に入ること。

障害児・者

1. 障害の程度にかかわらず、保育所に入所すれば1日の保育を受ける。障害が中程度の場合の加配が1日4時間というのは保育の実態を見ない機械的な考え方ではないか。障害の程度にかかわらず、1クラス2人までごとに1人の保育士を加配すること。

2. 発達障害児や虐待児の増加で、診断体制や治療体制の強化が必要であるが、そのためには小児精神科医を増やすことが必要である。一般の小児科医と同様、広島市として小児精神科医の養成に取り組むこと。

3. 障害のある子も障害のない子も、等しく人間として成長・発達していくことが保障されなければならない。これはまさに子どもの権利である。障害児・者の補装具費の支給やサービスの利用の際の利用者負担について、当面、市民税非課税の場合は無料となっているが、障害児を持つ家庭の多くは市民税課税世帯であるため、障害のない子では必要がない負担を余儀なくされている。これは、障害のある子だけに不当な負担をさせるものであり、子どもの権利保障の考え方と矛盾する。広島市としては、早急にこの矛盾を解消すること。

4. グループホーム・ケアホームの報酬単価が低く、運営が厳しいため、グループホーム・ケアホームの数が増えないのが実態である。需要があるにもかかわらず、国において報酬単価の見直しが行われても積極的な建設の動きにならないのは、国の施策がなお十分でないからに他ならない。

現場からは、市への独自の運営費、建設費の補助の要望や、入居者への家賃補助の要望もある。市として、建設、運営にわたる必要経費を実態に即して調査し、必要な支援を行うこと。

市の障害者基本計画にある同施設の需要数は、実態を反映していないため、障害のある人たちの生活を保障する立場から、再度需要の把握を行い、計画を見直すこと。

5. 公共施設や大規模小売店など不特定多数の市民が出入りする施設に、高齢者・障害者がおむつ交換できるベッドや、休憩場所をもつスペースの整備状況を調査すること。また、目標を持って設置の促進に取り組むこと。

6. 駐車禁止除外指定車に対する取り締まりが厳しくなり、障害者の駐車禁止摘発が増えている。多くの障害者にとって遠くの駐車場所との往復は極めて

苦痛であり、国・県に対して障害者の駐車禁止除外指定区域の大幅拡大に取り組むよう強く要請すること。

また、駐車禁止除外指定を受ける要件が厳しくなったが、利用できなくなった障害者にとっては切実な問題になっている。要件緩和について要請すること。

7. 市のバリアフリー化施策の観点から、障害者が市民球場での観戦などする場合、市が施設所有者として、駐車場利用を無料にすること。同様に、重度障害者の介助者の入場料を無料にすること。

介護保険・高齢者

1. 介護保険の保険料・利用料負担は、年金で生活する低所得高齢者世帯にとっては、必要な介護を受けるのを阻害する要因である。一層の負担軽減に取り組むこと。とりわけ、生活保護程度以下の収入で暮らす世帯に対しては、いずれの負担も無料にできるよう取り組むこと。
2. 介護保険制度自体が不十分な制度であることを考えても、この制度を最大限活用し、利用者のより豊かな生活を保障することが必要である。そのかなめがケアマネージャーであり、個々のケアマネージャーの資質により利用者の生活の質が左右されることになる。ケアマネージャーの資質のより一層の向上に向け、市や事業者団体などが行う研修の参加状況を調査し、すべてのケアマネージャーが利用者に必要な介護を提供できるよう取り組むこと。
3. 配食サービスは、人間として生きていく上での最低限の条件に関わるものである。それだけに毎日提供できることはどうしても必要なことである。その日による要・不要は個別の事情によるものであり、土曜・休日を実施しないための「高齢者の生活の自立促進の観点」などの理由は、行政の勝手な理屈である。

また、アンケートで平日だけでいいとの回答が、仮に3分の2であっても3分の1の需要はあると考えるべきであり、そうした高齢者の生活の質をどう確保するかを考えるべきである。

広島市の高齢者行政にとって、配食サービスは高齢者世帯の生活の質を確保するための重要な施策であり、その充実に取り組むべきである。土曜・休日の実施に取り組むこと。

4. 政府も市も特別養護老人ホームの新設について、多床型は当分つくりたくない考えであり、今後新設されるのはすべてユニット型個室型である。しかし現状では、個室は低所得層は入所申し込みもできず、同じ待機者でありながら、経済力によって差別が持ち込まれていることになる。このような事態を解消するためには、個室型の入所者負担を思い切って引き下げる以外にはない。国に要望するとともに、当面、独自の軽減措置を行うこと。

5. 介護現場の慢性的な人材不足の解消の最大の条件である、介護職員の処遇の抜本的改善に向け、一層の給与改善ができるようとりくむこと。

国民健康保険

1. 所得に比べて高すぎる保険料を引き下げするため、国の補助率を抜本的に引き上げるよう要請すること。市として独自に保険料引き下げに取り組むこと。

2. 国保を県単位の制度に広域化しようと準備が進められつつあるが、広域化は、後期高齢者医療制度に見られるように、市の独自措置を御破算にしてしまうものである。これまで市が努力して積み上げてきた仕組みがなくなれば、必要な医療を受けられない市民が増えてくることが強く懸念される。

広域化についての市としての考え方を明らかにすること。

また、現行の取り組みを評価する立場で、仮に広域化が行われた場合、これまでの仕組みをできるだけ維持できるような独自制度を検討すること。

3. 中小の事業主にとって、病気やけがで療養を余儀なくされれば、即事業の休止や、特別に人を雇って事業の肩代わりをさせることになる。それは、収入が途絶えることや特別な支出が必要になることを意味する。それを補償するための傷病手当や出産手当の要望は、被用者保険に制度があるだけに、当然かつ理由のあるものである。

今日、とりわけ厳しくなっている中小事業者の経営の実態に鑑み、傷病手当や出産手当の創設について検討すること。

生活保護

1. 生活保護の申請用紙を、窓口に置いている区とそうでない区がまだある。窓口置くというのが市のお考えなら、公平な行政の観点からいずれの区でも窓口申請用紙を置くようにすること。
2. 酷暑にあっては生活保護世帯でも、命を守るために空調機は必須となっている。できるだけ負担がないようにして空調機を設置できるようにすること。せめて、生活福祉資金の借入れが実態としてできるように（借りたお金を収入認定しないこと）すること。空調機の利用実態に即した夏期の保護費加算を検討すること。
3. 市営住宅に住む生活保護を受給している高齢者などが、足腰の不自由などから1階などへの住み替えをする際に、特別な負担をしなくて済むような仕組みをつくること。

被爆者

1. 黒い雨の被爆地域拡大について、市が調査を実施、分析した結果、これまでの行政が認定した区域よりはるかに広範囲に降雨があったことが明らかになった。この調査を踏まえて政府に被爆地域拡大を要請したところであるが、政府はいつこれを検討するのかも明らかにしていない。被爆者は高齢化が進んでおり、長く待てる状況ではない。広島市として、期限を定めて検討し結論を出すよう、政府に強く要請すること。

また、被爆の実相を明らかにする立場からも、広島県と国が、広島市が調査した以外の地域について追加で調査するよう要請すること。

《建設関係》

1. 障害者や高齢者が一人になっても地域で暮らし続けていくためには、市営住宅にグループホームやケアホーム、シルバーハウジングなどの安心して暮らせる住居を確保することが求められている。広島市基本計画でも、「高齢者や障害者等に配慮した住宅や子育て世帯向けの都市型住宅など多様な住まいの確保」を謳っており、早期に整備すること。
2. 広島駅自由通路は橋上駅であり、基本的には JR が負担すべきである。市の負担が 9 割、JR の負担が 1 割という負担割合を見直すとともに、JR 駅舎の建て替え時まで、建設は延期すること。
3. レンタル倉庫に対する指導状況及び、設置状況を把握するとともに、引き続き安全・安心な通学路の確保のために必要な指導をすること。
4. 車イスが安全に通行できる歩道のバリアフリー化を積極的にすすめること。また、視覚障害者のためのエスコートゾーンの整備地域を広げること。